

平成25年3月14日	
資料提供	
担当課	わかやま中小企業支援ネットワーク※ (問い合わせ先：商工振興課)
担当者	楠石、嶋
電話	073-441-2744

わかやま中小企業支援ネットワーク※

商工会・商工会議所と金融機関等が連携協定を締結 ～県内中小企業者の経営改善に向けた取組を強力に支援～

「わかやま中小企業支援ネットワーク※」は、平成25年3月末の中小企業金融円滑化法期限終了等を見据え、県内中小企業者の経営改善を支援するため、昨年9月に構築されました。

以降、具体的な支援策について、和歌山県、経営支援機関、金融機関等で検討を重ねてまいりましたが、この度、商工会・商工会議所と金融機関等との間で「中小企業の経営支援に関する連携協定」を締結し、中小企業者の資金面及び経営面における支援をより効果的・効率的に行うこととしました。

○「中小企業の経営支援に関する連携協定」

1 主な内容

中小企業者から希望があった場合、下記の支援を行う

- ① 商工会・商工会議所の経営指導員が、融資相談時に金融機関窓口と同席し、必要な助言を行うこと
- ② 商工会・商工会議所と金融機関が協力し、中小企業者の経営計画策定に際し、必要な助言を行うこと

2 参加団体

① 商工会・商工会議所

和歌山商工会議所、海南商工会議所、橋本商工会議所、紀州有田商工会議所、御坊商工会議所、田辺商工会議所、新宮商工会議所、和歌山県商工会連合会（傘下 30 商工会）、下津町商工会

② 金融機関等

紀陽銀行、南都銀行、きのくに信用金庫、新宮信用金庫、商工組合中央金庫、和歌山県信用保証協会

3 締結日 平成25年3月14日

4 支援開始 上記締結日から

※「わかやま中小企業支援ネットワーク」

- 1 概要 関係機関が連携し、県内の中小企業者の早期の経営改善を促進することを目的に、平成24年9月に構築済み
- 2 会員 和歌山県、和歌山県信用保証協会、紀陽銀行、きのくに信用金庫、新宮信用金庫、南都銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、和歌山県中小企業再生支援協議会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、企業再生支援機構、近畿経済産業局、近畿財務局
- 3 開催状況 第1回ネットワーク会議（平成24年9月24日開催）
第2回ネットワーク会議（平成25年2月14日開催）

中小企業の経営支援に関する連携協定

和歌山商工会議所、海南商工会議所、橋本商工会議所、紀州有田商工会議所、御坊商工会議所、田辺商工会議所、新宮商工会議所、和歌山県商工会連合会、下津町商工会、株式会社紀陽銀行、株式会社南都銀行、きのくに信用金庫、新宮信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、和歌山県信用保証協会（以下「参加団体」という。）は、次のとおり中小企業の経営支援に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 近年、中小企業者が抱える課題はますます高度化・複雑化しており、その内容には地域特有の課題も存在する。そのため、中小企業者の支援機関がこれまで以上に連携し、地域に根ざしたネットワークを構築、情報・ノウハウを共有することで、より効果的・効率的な経営支援を展開し、もって地域経済の安定・発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における経営指導員とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令第1条第1項第3号の規定による経済産業大臣の定める資格を有する者をいう。

（連携事項）

第3条 参加団体は、本協定第1条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を行うこととする。

- (1) 中小企業者の求めに応じて、経営指導員が金融機関営業店窓口に同席し、当該中小企業者に対して必要な助言を行うこと
- (2) 中小企業者の求めに応じて、当該中小企業者の経営計画の策定において必要な助言を行うこと及び専門家を紹介すること
- (3) 相談会の共同開催
- (4) 参加団体間における意見交換会などの実施
- (5) その他、中小企業者に対する金融と経営支援の一体的取組の推進

（連絡調整）

第4条 参加団体は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

(秘密保持)

第5条 参加団体は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た情報については、守秘義務を負うとともに、本協定第3条第1号から第3号までの目的のためにのみ使用することとし、他の目的には使用しないこととする。ただし、法令による開示を求められた場合はこの限りではない。なお、本協定の有効期間終了後も同様とする。

2 参加団体は、個人情報の保護の重要性を認識し、本協定による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、その適正な取扱いに努めなければならない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、参加団体のいずれかからも特段の意思表示がない場合には、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めのない事項または変更を必要とする事項については、協議のうえ、これを決定する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、本協定書を15通作成し、参加団体記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月14日

《参 考》

(参加団体)

和歌山商工会議所	会 頭	片山 博臣
上記代理人	専務理事	岡本 賢司
海南商工会議所	会 頭	角谷 勝司
橋本商工会議所	会 頭	畑野 富雄
紀州有田商工会議所	会 頭	野口 義信
御坊商工会議所	会 頭	吉田 擴
田辺商工会議所	会 頭	橋 一郎
新宮商工会議所	会 頭	瀬古 伸廣
和歌山県商工会連合会	会 長	森田 敏行
下津町商工会	会 長	大谷 雅己
株式会社紀陽銀行	取締役頭取	片山 博臣
株式会社南都銀行	代表取締役	植野 康夫
きのくに信用金庫	理 事 長	香山 正人
新宮信用金庫	理 事 長	中根 幹浩
株式会社商工組合中央金庫和歌山支店	支 店 長	大井 康司
和歌山県信用保証協会	理 事 長	前裕 健作